第3期子ども・子育て支援事業計画

(令和7年度~令和11年度)

(案)

令和7年3月



目 次

(1)福島町の人口推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第1	章計画	の概要	5																				
(1)制度上の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1.	計画策定	の背景	及び	が 趣	旨		•	•		•		•	•		•			•	•	•	•		. З
(1)制度上の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2.	計画の位	置づけ	٠.		•		•	•		•		•	•		•			•	•	•	•		. 4
3. 計画の期間	(1)制度上	の位置	付け	† .		•	•	•		•		•	•	•	•					•	•		. 4
4. 計画の策定体制	(2)本町の	計画体	系に	お	け	る	位	置	づ	け		•	•		•					•			. 4
4. 計画の策定体制																								
(1)子ども・子育て会議の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・																								
(2) アンケート調査の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-																							
(3) パブリック・コメントの実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・																								
第2章 本町の現状 1. 人口の動向																								
1. 人口の動向 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	()	, , , , ,				•	ر	<i></i>	ت د															Ŭ
(1)福島町の人口推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	第2	章 本町	の現状	<u> </u>																				
(2)世帯の推移	1.	人口の動					•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•			•	•	•	. 9
(3)出生数の推移	(1)福島町	の人口	推移	3.			•					•			•					•			. 9
(4)婚姻と離婚	(2)世帯の	推移					•	•		•		•			•						•		1C
(4)婚姻と離婚	(3)出牛数	の推移	·																				1C
(5)女性の就労の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・																								11
2. 子育て支援の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-	— . —																						11
(1)認定こども園の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・																								12
(2) 幼稚園の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・																								12
(3) 放課後児童クラブ利用者(登録者)の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・																								13
3. 将来人口推計 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-			_																				
第3章 ニーズ調査 1. 子ども・子育て支援事業計画にかかるニーズ調査の結果・・・ 19(1)調査の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・					1.5	, IJ	_		•	·	_			1/(νυ •									
1. 子ども・子育て支援事業計画にかかるニーズ調査の結果・・・ 19(1) 調査の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	.	10707	1111																					10
(1)調査の目的 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	第3	章ニー	ズ調査	ī																				
(1)調査の目的 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1.	子ども・	子育て	支援	事	業	計	画	に	か	か	る	=	_	ズ	調	查	D:	結	果	•			19
(3) 調査期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						•	•	•	•	•	•		•	•	•	•		•			•	•		19
(4)調査方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(2)調査対	象 ·		•			•	•				•			•					•			19
(4)調査方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(3)調査期	間·					•			•		•			•						•		19
(5)調査結果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	(4)調査方	法·																					19
 主な調査結果 就学前の子どもの保護者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-																							19
主な調査結果 小学校1年生から5年生の子どもの保護者・・・ 20 2. ニーズ調査のまとめ・・・・・・・・・・・ 20 第4章 計画の基本的な考え方 計画の基本的な考え方	• -	, s, s — <u> </u>		(学前	ĺΦ	孑	سل	七	D'	保	護	者			•									20
 ニーズ調査のまとめ・・・・・・・・・・・・・・・・ 26 第4章 計画の基本的な考え方 					_	_																		23
第4章 計画の基本的な考え方							<u> </u>											-						26
	- •	— /\n9	<u> </u>	· _ u_	,																			
	筆⊿	音 計画	の基本	かた	老	ラ	片																	
				٠.٠	`	, L	, <u>,</u> ,																	20
2. 基本目標	-																							29

第5章 具体的な施策の展開	
1. 施策の体系 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
2. 具体的な取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
安心して子育てができる環境づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
(1)保育所サービスの充実・・・・・・・・・・・・・・・	34
(2)子育て支援サービスの充実・・・・・・・・・・・・・	34
(3)子育て支援のネットワークづくり・・・・・・・・・・	35
健やかな成長を支える環境づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
(1)母子の健康確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
(2)子どもの生きる力と豊かな心身の育成・・・・・・・・	39
(3)子どもの居場所づくりの推進・・・・・・・・・・・・	4C
(4)子育てに配慮した就労環境の整備・・・・・・・・・・	4C
(5)子どもの権利に関する住民意識の醸成・・・・・・・・	41
地域全体で子育てを支える環境づくり・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
(1)子どもの安全・安心の確保・・・・・・・・・・・・・	42
(2)児童虐待防止策の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
(3)安全・安心な生活環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
第6章 子ども・子育て支援制度	
1. 子ども・子育て支援制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	47
2. 教育・保育提供区域の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48
(1)教育・保育提供区域の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48
(2)教育・保育提供区域を設定するにあたっての留意事項・・・・	48
(3) 本町の教育・保育提供区域について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48
3. 保育の必要性の認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	49
4. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の内容・・・・・	5C
(1) 保育施設(認可保育所・認定こども園・地域型保育施設)	5C
(2)特定教育施設(幼稚園・認定こども園)・・・・・・・・	51
5. 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保の内容・・・・・	52
(1) 利用者支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	52
(2)地域子育て支援拠点事業・・・・・・・・・・・・・・・	52
(3) 一時預かり事業・・・・・・・・・・・・・・・・	53
(4)乳児家庭全戸訪問事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54
(5)養育支援訪問事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54
(6)子育て援助活動支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54
(0) 子育で援助活動文援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(7) 于自て短朔又援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	55
	55
(9) 病児保育事業 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	55
(10) 放課後児童健全育成事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56
(11) 妊婦健康診査事業 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	56
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57
(13)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	57

	. [57
(15)児童育成支援拠点事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. [58
(16)親子関係形成支援事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. [58
(17) 妊婦等包括相談支援事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. [58
(18) 乳児等通園支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 5	59
(19) 産後ケア事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 5	59
6. 幼児期に係る教育・保育の		
一体的提供やその推進体制の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. (60
(1)認定こども園の普及及び推進・・・・・・・・・・・・	. (60
(2)質の高い幼児期の学校教育・保育の一体的な提供の推進・	. (60
(3) 幼児期の学校教育・保育と小学校教育との円滑な接続		
の取組の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. (60
(4)幼児教育無償化の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		60
7. 関連施策の展開 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		31
(1)産後の休業及び育児休業後における		
特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 6	31
(2)子どもに関する専門的な知識及び技術を	•	<i>-</i> 1
要する支援に関する都道府県が行う施策との連携・・・・	. 6	31
女子の文法に因うる即位心宗の自力心衆との定法		<i>)</i> 1
第7章 計画の推進体制		
1. 市町村等の責務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 6	65
1. 中町付等の真然2. 計画の推進に向けた役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		55 55
• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		
(1) 行政の役割(2) 定席の役割		66
(2) 家庭の役割 ····································		66
(3) 地域社会の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		6
(4)企業・職場の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	_	6
(5) 各種団体の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
3. 計画の推進に向けた3つの連携・・・・・・・・・・・		
(1)市町村内における関係者の連携と協働・・・・・・・・		67
	. 6	
(1)市町村内における関係者の連携と協働・・・・・・・・		37
(1)市町村内における関係者の連携と協働・・・・・・・・ (2)近隣市町との連携と協働・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		67
(1) 市町村内における関係者の連携と協働・・・・・・・・ (2) 近隣市町との連携と協働・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 6	
(1) 市町村内における関係者の連携と協働・・・・・・・・ (2) 近隣市町との連携と協働・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 6	1
(1) 市町村内における関係者の連携と協働・・・・・・・・ (2) 近隣市町との連携と協働・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 6	1

第1章

計画の概要

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景及び趣旨

我が国は、これまで経験したことのない人口減少時代を迎え、子どもの生まれる数が令和に入り90万人を割り込み、令和4年は70万人台と年々急激に減少し、危機的状況にあります。

全国的に少子化が進む中、核家族化や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加など、子どもや子育てを取り巻く環境はめまぐるしく変化しており、また、女性活躍社会や子育て世帯のライフスタイルの急激な変化により、子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化し、様々な課題への解決が求められています。

国は、平成24年に「子ども・子育て関連3法」を策定し、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」を創設し、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとしております。

また、令和5年4月には、子ども政策を強力に推進していくために「こども家庭庁」を設置するとともに、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法である「こども基本法」を施行しました。さらに、同年12月に、子ども政策の基本的な方針等を定めた「こども大綱」及び次元の異なる少子化対策を具体化した「こども未来戦略」が閣議決定され、子どもたちが安心して成長できる社会の実現をめざすこととしています。

このような社会情勢を背景として、本町においても、子ども・子育て支援新制度に基づき「福島町子ども・子育て支援事業計画(平成27年度~31年度)」、「第2期福島町子ども・子育て支援事業計画(令和2年度~6年度)」を策定し、急激に進行する過疎化や少子化に対応するため、子どもは地域の宝であるという考えの下、国に先駆けて子どもを産み育てやすい環境の充実を図るため、子育て支援センターの整備をはじめ、出産祝金や保育料の0歳~18歳までの医療費・給食費の無償化など、地域全体で子育てを応援する様々な支援事業を展開してきたところであります。

人口が4千人を割り込む厳しい現状の中で、新たな時代へ"まち"をどう繋いでいくかが我々の大きな課題であり、多様化する住民のニーズを的確に捉え、切れ目のない子育て支援を実現する必要があります。

そのため、本町では、子どもと家庭を取り巻く状況が大きく変化している中、第一義的には「子どもは親、保護者が育むことが基本」としつつも、子育てに対する負担や、不安、孤独感を和らげることを通じて、次世代を育成し、つながり、学び合うまちづくりを目指して、地域全体で、安心して子どもを産み育てられる環境の体制整備を図るために「第3期福島町子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

2. 計画の位置づけ

(1)制度上の位置付け

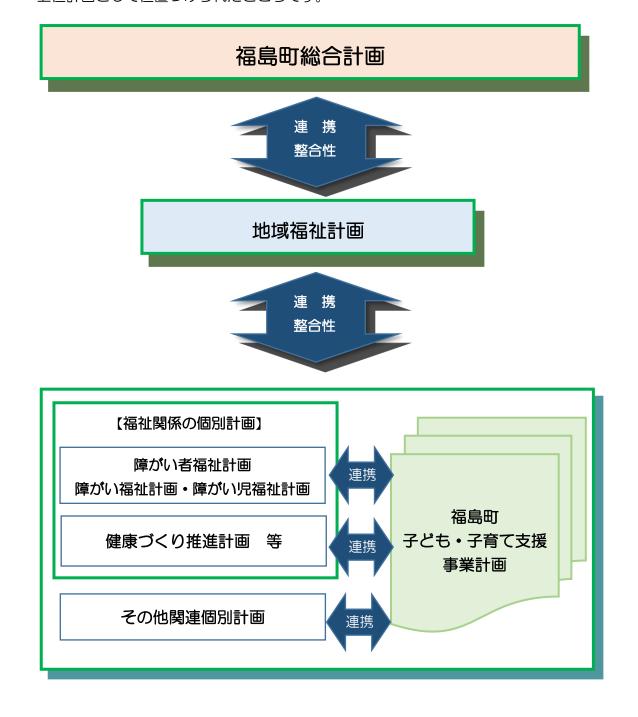
本計画は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、本町の子ども・子育て支援の総合的な計画となります。

また、前計画から次世代育成支援対策推進法に基づく、「市町村行動計画」を包含した計画となっており、当計画においても一体的に策定するものといたします。

(2) 本町の計画体系における位置付け

本計画は、町の最上位計画である「福島町総合計画」を上位計画とし、障がい者福祉計画、 障がい福祉計画・障がい児福祉計画、健康づくり推進計画等との連携を図りつつ、子ども・ 子育てに関する施策を総合的に推進するための計画として位置づけるものであります。

また、平成30年4月施行の社会福祉法改正により、地域福祉計画が福祉分野の各計画の 上位計画として位置づけられたところです。



3. 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度を開始初年度とし、令和11年度までの5年間といたします。 なお、計画期間中における社会情勢の変化や法制度の変更等に対しては柔軟に対応し、必要に 応じて見直しを行うこととします。

令和7年度	令和8年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度		
	第3期子ども・子育て支援事業計画					
				計画見直し		

4. 計画の策定体制

(1)子ども・子育て会議の設置

本計画の策定及び推進にあたっては、「保護者」、「子ども・子育て支援に関する事業者」、「子ども・子育て支援に関する学識経験者」などから構成される「福島町子ども・子育て会議」を設置し、計画内容を総合的に審議の上、本計画の策定を行っております。

(2) アンケート調査の実施

本計画の策定に先立ち、本町における子ども・子育てに関する実態及びニーズを把握するため、町内に居住する0~11歳までの子どもの保護者を対象に、アンケート調査を令和5年10月22日~11月22日までを期間とし、実施しております。

(3) パブリック・コメントの実施

本計画を策定する過程において、「福島町パブリックコメント制度実施要綱」に基づき、計画案の内容を広く町民等に公表し、意見等の募集を行っております。

第2章

本町の現状

第2章 本町の現状

1. 人口の動向

(1)福島町の人口推移

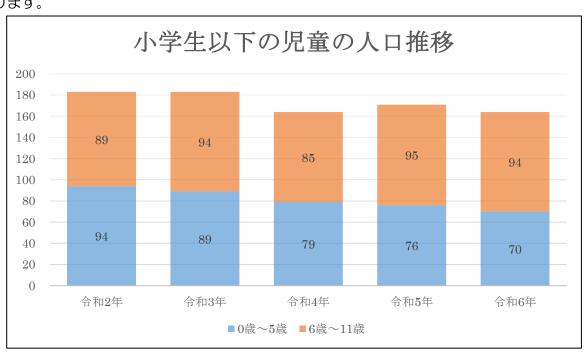
本町の人口は、令和 2 年の 3,915 人から令和 6 年の 3,411 人へと減少で推移しております。

年齢区分ごとの令和2年から令和6年での人口推移は、65歳以上の老年人口では、1,902人から1,768人で134人の減少、15歳から64歳までの生産年齢人口では、1,773人から1,441人で332人の減少、14歳までの年少人口では、240人から202人で38人の減少となっており、いずれの年齢区分も減少で推移しております。



資料:住民基本台帳 各年3月末現在

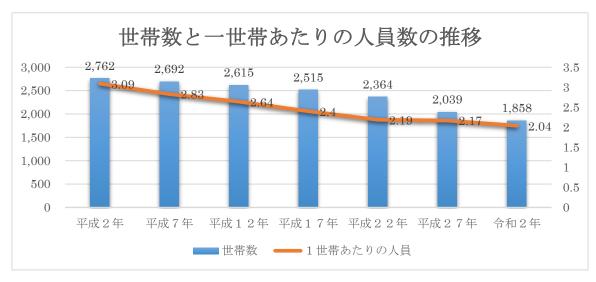
小学生以下の児童の人口推移は、就学前(O歳~5歳)、小学生(6歳~11歳)ともに、減少傾向で推移しておりますが、町の子育て支援策により、減少のスピードが緩やかになっております。



資料:住民基本台帳 各年3月末現在

(2)世帯の推移

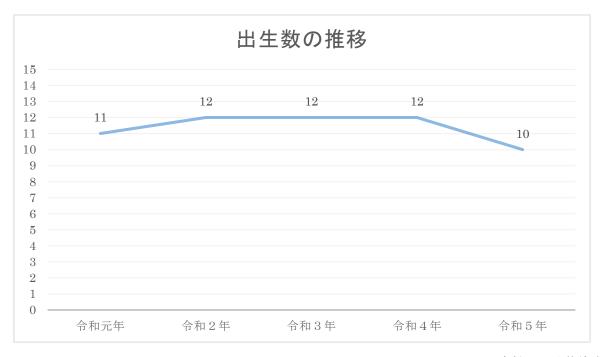
国勢調査による福島町の世帯数は、年々減少傾向にあり 1 世帯あたりの人員は、平成 2 年の 3.09 人から令和 2 年の 2.04 人と減少しており、核家族化や独居世帯の増加が進んでおります。



資料:国勢調査

(3) 出生数の推移

本町における出生数は、ここ5年間の推移をみると、町の出産祝金や保育料・医療費の無償 化などにより、比較的横ばいで推移しておりますが、令和5年は10人と減少傾向となってお ります。

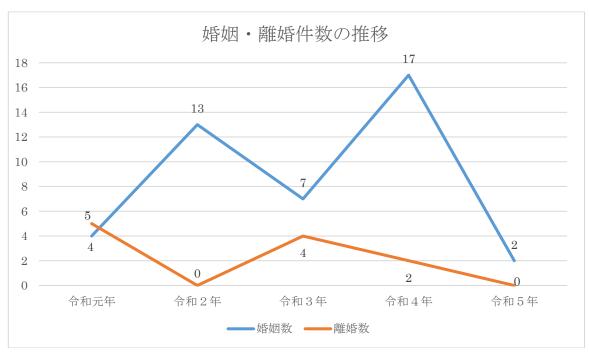


資料:人口動態統計

(4)婚姻と離婚

婚姻については、令和4年が17件と最も多く、令和5年が2件と最も少なくなっており、これらが出生数につながっているものと考えられます。

また、離婚については、令和元年が5件と最も多く、令和2年と令和5年が0件と最も 少なくなっております。

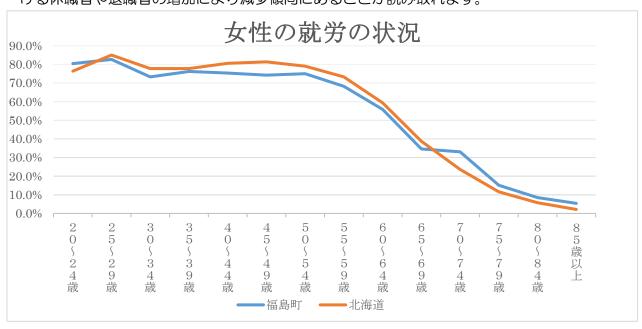


資料:人口動態統計

(5) 女性の就労の状況

国は、仕事と子育ての両立に向けて、出産・育児期の女性の労働力率の落ち込みをなくし、働きながら子育てを行うことができる社会づくりを目指しております。

町の就労率は北海道平均を若干下回っており、25歳~44歳の間は、婚姻・出産等における休職者や退職者の増加により減少傾向にあることが読み取れます。



資料:令和2年 国勢調査

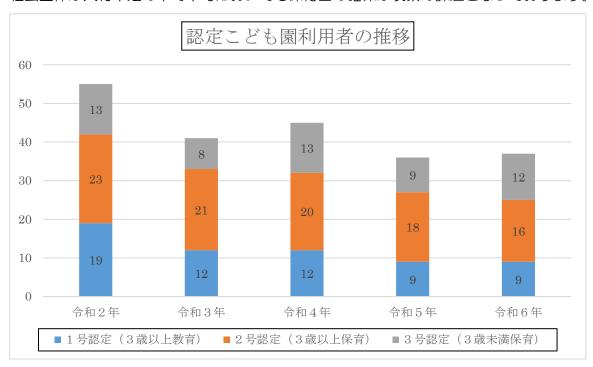
2. 子育て支援の状況

(1)認定こども園の状況

認定こども園は、平成27年から「子ども・子育て支援新制度」を受けて、本町においても認定こども園へ移行しており、保育短時間・長時間利用から1号認定(教育部門)、2号認定(3歳以上保育)、3号認定(3歳未満保育)へ変更されております。

平成28年より保育料の無償化を実施しておりますが、利用者は少子化の影響もあり定員内 を推移しておりますが、近年は未満児の利用者が増加傾向にあります。

社会全体が人材不足の中で本町においても保育士の確保が喫緊の課題となっております。



施設名	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和 6 年度 定員数
認定こども園 福島保育所 1号認定(教育部門)	19	12	12	9	9	20
認定こども園 福島保育所 2号認定(3歳以上保育)	23	21	20	18	16	28
認定こども園 福島保育所 3号認定(3歳未満保育)	13	8	13	9	12	12
合 計	55	41	45	36	37	60

各年5月1日現在

(2) 幼稚園の状況

平成30年より、福島幼稚園は従来の私学助成から「子ども子育て支援新制度」へ移行しております。

幼稚園利用者数は、少子化の影響もあり令和2年度以降減少傾向にあります。

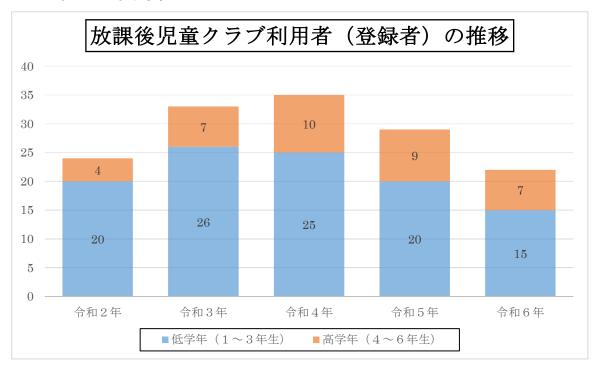


施設名	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
学校法人キリスト教学園 福島幼稚園	15	14	12	10	10

各年5月1日現在

(3) 放課後児童クラブ利用者(登録者)の状況

放課後児童クラブの利用登録者数は、各年度により増減が生じておりますが、令和6年度は22人となっております。



施設名	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和 6 年度 定員数
低学年(1~3年生)	20	26	25	20	15	20
高学年(4~6年生)	4	7	10	9	7	30

各年5月1日現在

3. 将来人口推計

以下に、令和6年の実績と令和7年以降の推移を示しております。

一部わずかに前年に比べ増加見込みとなっておりますが、総合的にみるとすべての年齢層で減少傾向にあります。5年単位で見たとき、総人口が585人減少見込みに対し、年少人口が36人減少すると見込まれております。これにより総人口に対する年少人口の割合が約5.92%から5.87%に減少し、少子高齢化が今後も進むと想定されます。

(単位:人)



		令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和 10 年	令和 11 年
(0	年少人口)~14 歳人口)	202	188	183	177	171	166
	(O~5歳)	70	75	74	72	71	70
	(6~11 歳)	94	77	74	71	68	65
	(12~14 歳)	38	36	35	34	32	31
	生産年齢人口 (15~64 歳)	1,441	1,354	1,300	1,248	1,198	1,150
	老年人口 (65 歳以上)	1, 768	1,742	1,655	1,605	1,557	1,510
á	総人口	3,411	3,284	3,138	3,030	2,926	2,826

※コーホート法による推計(3月末基準)

第3章

ニーズ調査

1. 子ども・子育て支援事業計画にかかるニーズ調査の結果

(1)調査の目的

本調査は、住民の皆さんの教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握し、第3期子ども・子育て支援事業計画を策定するための基礎資料を得ることを目的に実施したものです。

(2)調查対象

- 〇歳から11歳までの子どもの保護者
 - ①就学前の子どもの保護者
 - ②小学校1年生から5年生の子どもの保護者

(3)調査期間

令和5年10月22日~令和5年11月24日

(4)調査方法

該当する保護者へアンケート用紙を郵送配布し、郵送にて返信回収・調査を実施

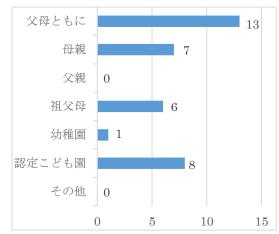
(5)調査結果

	配布数	有効回収数	有効回収率
① 就学前の子どもの保護者	49	22	44.9%
② 小学校1年生から5年生 の子どもの保護者	46	18	39.1%
合 計	95	40	42.1%

主な調査結果 * 就学前の子どもの保護者

■子育てに日常的に関わっている人(施設)について (複数回答)

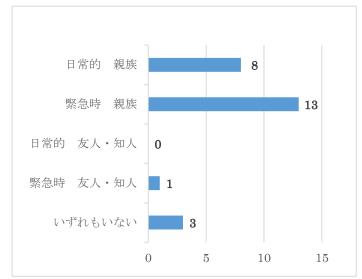
回答総数35件のうち、「父母ともに」の回答が13件と最も多く、次いで「認定こども園」の回答が8件となっております。



■子どもを見てもらえる親族・知人の有無について (複数回答)

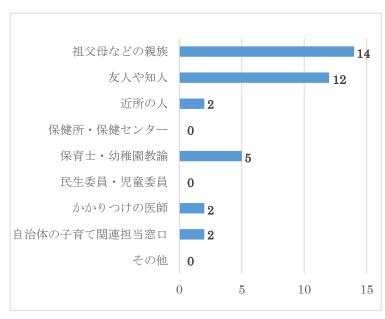
回答総数 25 件のうち、「緊急時もしくは 用事の際には祖父母等の親族にみてもらえ る」の回答が 13 件と最も多く、次いで「日 常的に祖父母等の親族にみてもらえる」の 回答が 8 件となっております。

また、日常的・緊急的にみてもらえる親族 や友人・知人が「いずれもいない」の回答が 1割程度あります。



■子育てに関して気軽に相談できる人(場所)の有無について (複数回答)

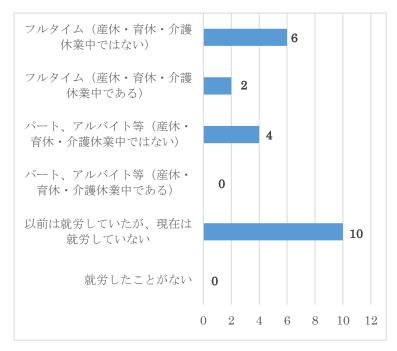
子育てに関して気軽に相談できる人がいると答えた37件のうちで、「祖父母などの親族」の回答が14件と最も多く、次いで「友人や知人」の回答が12件となっております。



■母親の現在の就労状況について

回答総数 22 人のうち、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の回答が 10 人と最も多く、次いで「フルタイム(産休・育休・介護休業中ではない)※」の回答が 6 人となっております。

※フルタイム…1 週5日、1日8時間 程度の勤務

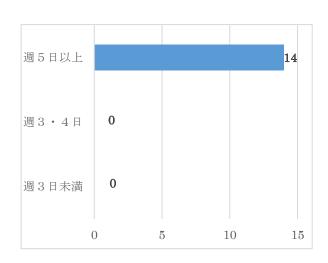


■現状の保育利用日数(1週間当たり)について

回答総数22人のうち、「1週間に5日以上」の回答が14人となっております。

現在利用していただいているすべての方が 1週間の利用日数のほとんどが5日以上となっ ております。

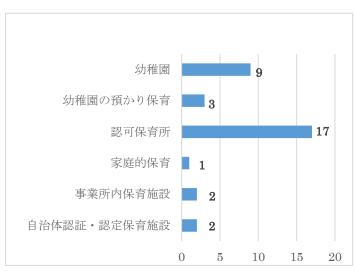
(無回答8名)



■希望する保育事業について(現状の利用にかかわらずに希望したい事業) (複数回答)

回答総数34件のうち、「認可保育所」の回答が17件と最も多く、次いで「幼稚園」の回答が9件、「幼稚園の預かり保育」の回答が3件となっております。

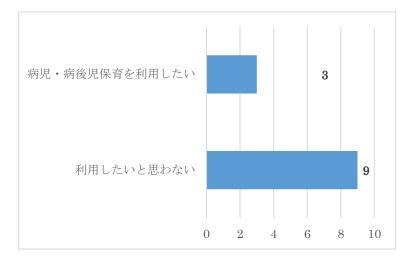
上記以外では、事業所内保育等の ニーズがあります。



■病児・病後児保育の利用希望について

(子どもの病気やけがで父母が仕事を休んだことのある人からの回答)

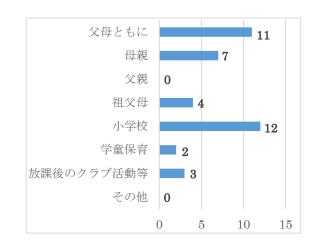
回答総数22人のうち、子どもの病気やけがで父母が仕事を休んだことのある人の中では、「利用したいと思わない」の回答が9人と最も多く、次いで「病児・病後児保育を利用したい」の回答が3人となっております。(無回答10名)



主な調査結果 * 小学校1年生から5年生の子どもの保護者

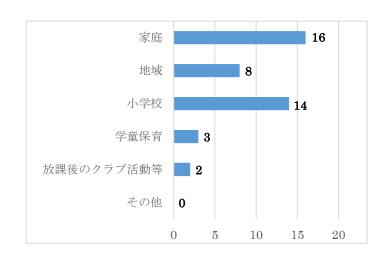
■子育てに日常的に関わっている人(施設)について (複数回答)

回答総数が39件のうち、「小学校」の回答が12件と最も多く、次いで「父母ともに」の回答が11件となっております。



■子育てにもっとも影響すると思われる環境 (複数回答)

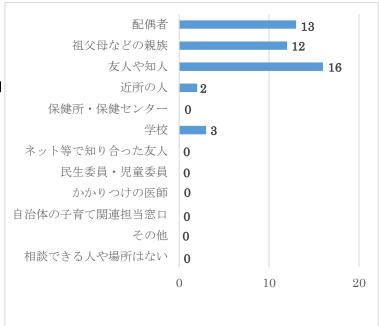
回答総数 43 件のうち、「家庭」の回答が16件と最も多く、次いで「小学校」の回答が14件となっております。



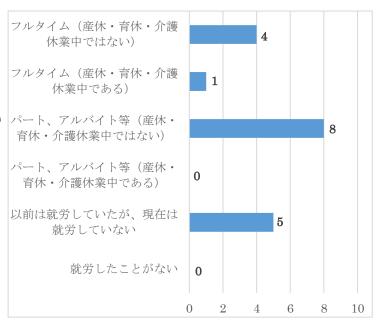
■子育てに関して気軽に相談できる人(場所)の有無について (複数回答)

子育てに関して気軽に相談できる人がいると答えた46件のうちで、「友人や知人」の回答が16件と最も多く、次いで「配偶者」の回答が13件となっております。

また、気軽に相談できる人や場所がない と答えた方はおりませんでした。



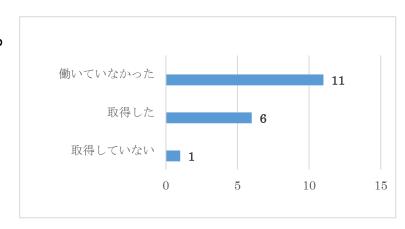
■母親の現在の就労状況について



■職場の両立支援制度について(育児休業の取得について)

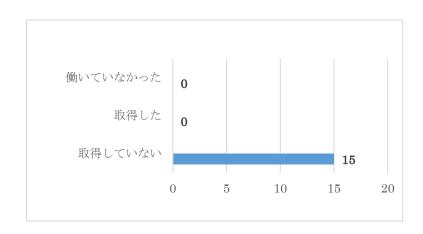
(母)

回答総数18人のうち、「働いていなかった」の回答が11人と最も多く、次いで「取得した」の回答が6人となっております。



(父)

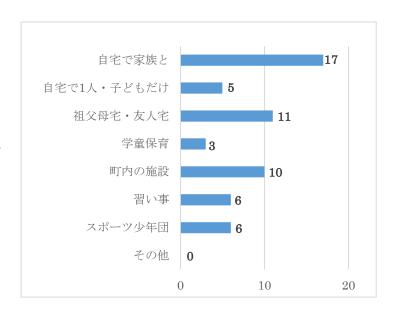
回答総数 18 人のうち、「**取得していない**」の回答が15 人となっています。 (無回答3名)



■放課後の過ごし方

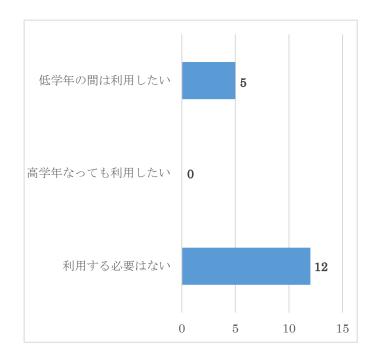
(複数回答)

回答総数 58 件のうち、「自宅で 家族と」の回答が17件と最も多く、 「祖父母宅・友人宅」の回答が11件、 「町内の施設」の回答が10件となって おります。



■長期休業中の放課後子ども教室・放課後児童クラブの利用について

回答総数 18人のうち、「利用する 必要はない」の回答が12人と最も多く、 「低学年の間は利用したい」が5人、 「高学年になっても利用したい」は、 回答が0人となっております。 (無回答1名)



2. ニーズ調査のまとめ

• 子どもの養育環境(就学前の子どもの保護者)

前回の調査と同様に両親だけではなく祖父母にも養育してもらう環境が整っている家庭が多いが、祖父母の身体的な問題などから養育してもらうことを申し訳なく思っている保護者もいます。また、地域や近所に子どもを預けることはないようです。

・親の就労(小学校1年生から5年生の子どもの保護者)

前回の調査と同様に父は、ほぼフルタイムで就労しており、母もパート、アルバイト等で就労している方が多く、両親の場合、父より母の方が子育てへの関与が大きいです。

育児休業の取得は、父は、取得している方はおらず、母も取得していない方が多かったです。

・保育(就学前の子どもの保護者)

1週間に5日間の保育標準時間(1日あたり11時間まで)の利用者であり、延長保育の必要性は低いようです。休日保育に対するニーズについては、前回と変わりなく必要ないという回答が土曜日・日曜日、祝日ともに大半を占めておりますが、少数の利用希望者もおります。

• 子育て支援事業(就学前の子どもの保護者)

- ① 子育て支援センター入園前の子どもの利用が多く、開設日は利用したいという意見もありました。
- ② 病児・病後児保育 保護者の休暇や親族に看てもらう方が多く、多くの方からの利用希望はありませんでした。
- ③ 一時預かり保育 幼稚園での一時預かりの希望者があり、前回の調査と変わりなく日中の預かり希望が多い。
- ④ 学童保育

前回調査と同様に放課後の過ごし方については、低学年の間は学童保育を利用したいと考える、もしくは利用している保護者が多く、高学年になるほど習い事やスポーツ少年団等の活動が増え、学童保育のニーズは下がる傾向にあります。

・幼児無償化について

過半数の保護者から生活に余裕ができたと回答があり、「とてもありがたい、助かっている」との意見がありました。

第4章

計画の基本的な考え方

第4章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本町では、第6次福島町総合計画の5つのまちづくりの目標に、基本方針のなかで「次世代を育成し、つながり、学び合うまちづくり」を掲げて、次代を担う子どもたちが健やかに育つよう、妊娠〜出産〜乳幼児期〜学童期とライフステージに応じた様々な支援を行います。このような状況の中で、地域全体で、安心して子どもを産み育てられる環境の体制整備を図るため町民が共通の課題として捉え、協働で取り組んでいくことを目指し、次世代育成行動支援計画において基本理念を定めました。

本計画においても、前計画において定めた基本理念を継承し、各種施策に取り組んでまいります。

基本理念

「未来に輝く子どもたちを 協働で育むまち」 ふくしま

2. 基本目標

本計画の理念を実現するため、次の3つの視点を基本目標とし、児童福祉施策を推進いたします。

(1)安心して子育てができる環境づくり

共働きの子育て家庭をはじめとして、すべての子育て家庭が安心して子どもを産み育て、 親が子育てに楽しさと喜びを感じ、安心して子育てができるような環境の整備を推進いた します。また、保育ニーズ等を的確に把握し、保育サービスなどの子育て家庭に必要な支援 を効果的に提供いたします。

(2) 健やかな成長を支える環境づくり

健やかな子どもの育成には、親と子の健康が確保されてはじめて実現が可能となることから、保健、医療、福祉及び教育などの各分野が連携し、子どもの主体性や自主性を尊重しながら健康づくりを推進いたします。

(3) 地域全体で子育てを支える環境づくり

子どもを町の宝として、すべての町民が子どもを大切にし、家庭と地域及び行政が一体となり協働で子育てを支援するような取り組みを推進いたします。

第5章

具体的な施策の展開

第5章 具体的な施策の展開

1. 施策の体系 〈基本理念〉 〈基本目標〉 〈施策の基本的方向性〉 (1)保育所サービスの充実 基本目標1 安心して子育て 未来に輝く子どもたちを協働で育むまち」ふくしま ができる環境づ (2) 子育て支援サービスの充実 < 0 (3) 子育て支援のネットワークづくり (1)母子の健康確保 (2) 子どもの生きる力と豊かな心身の 基本目標2 育成 健やかな成長を 支える環境づく 1 (3)子どもの居場所づくりの推進 (4)子育てに配慮した就労環境の整備 (5) 子どもの権利に関する住民意識の 醸成 (1)子どもの安全・安心の確保 基本目標3 地域全体で子育 てを支える環境 (2) 児童虐待防止策の充実 づくり (3)安心・安全な生活環境の整備

2. 具体的な取り組み

基本目標1 安心して子育てができる環境づくり

(1) 保育所サービスの充実

当町の保育所サービスの現状は、町が運営する福島保育所と私立の福島幼稚園の2か所となっております。運営形態は平成25年度より福島保育所が認定こども園福島保育所へ移行し、平成30年度から、私立福島幼稚園が国の新制度へ移行しております。

町では、福島保育所並びに福島幼稚園の保育料等を、平成28年度より町独自の政策で無償化とし、保護者の負担軽減を図るなど保育環境の充実を図ってきたところです。

令和元年10月1日より、国の幼児教育無償化政策の一つとして、認可外保育施設についても対象となったことから、福島幼稚園についても、預かり保育サービスの提供を行い、保育サービス拡充を図ってきております。

今後も、さらなる保育体制の充実を図りながら保育所サービス等の向上に努め、子ども達をより安心して預かることのできる環境づくりを推進してまいります。

また、女性活躍社会などの時代変化とともに、女性の就労率が高くなってきており、出産後も保育所などを利用して就労を継続する傾向が強まっており、多様化するニーズに柔軟に対応し、広く町民が利用しやすい保育環境の充実に努めてまいります。

番号	事業名	方向性及び方策	担当課
1	通常保育事業	保育体制の充実と保育所サ	保育所
		ービスの向上を目指す	
2	延長保育事業	現行水準の維持	保育所
3	障がい児保育事業	現行水準の維持	保育所
4	一時保育事業	引き続き需要に対応した体	保育所
		制の維持	町民課
5	苦情申出窓口の設置	柔軟な対応を目指す	町民課

〈実績と現状〉

- 1. 保育及び教育体制の充実が図られております。また、待機児童もなく、継続した保育及び教育が実施されております。
- 2. 平成 18 年度より保育時間を延長し、現在に至っておりますが、当町では、ニーズがないことから延長保育となる 11 時間以上の保育は実施しておりません。
- 3. 障がい児担当保育士を配置し、受け入れ体制を取っておりますが、実施はありませんでした。
- 4. 令和2年度、令和3年度は利用ありませんでしたが、令和4年度、令和5年度は各1名の利用がありました。
- 5. 令和5年度の実績はありませんでした。

(2) 子育て支援サービスの充実

当町では、平成5年度から町の保健師が中心となって実施している「育児教室」や平成10年度から家庭内で保育している親子を対象とした「地域子育て支援センター事業」を展開しており、子育て家庭の交流の場の確保や遊びの紹介をするなど育児の不安等に対する相談支援などを積極的に提供しております。

なお、「地域子育て支援センター事業」の一環として実施している「ゆりっこ広場」 では、地域全体で子育てを支えることを実践しております。 今後も継続して、各地域における新規参加者の掘り起こしに努めるとともに、積極的な声かけの展開を進めてまいります。

また、保育士や子育て経験のある支援者による育児相談をしやすい環境づくりに 努めるとともに、実施内容のさらなる充実を図りながら、子育てに関する情報提供 や相談、助言活動を推進してまいります。

番号	事業名	方向性及び方策	担当課
1	育児教室	参加しやすい環境の整備	福祉課
2	地域子育て支援セン	利用者のニーズを的確に捉	保育所
	ター事業	え、内容の充実	
3	育児相談等事業	育児相談がしやすい環境の	福祉課
	(メール相談を含む)	整備	保育所
4	施設型給付事業	保護者の経費負担を図るた	町民課
		め継続	

〈実績と現状〉

- 1. 毎月1回実施しており、令和5年度においては、延べ64人(実人員16人、月平均約5人)が参加いたしました。
- 2. 従来の事業に加え、平成 20 年 4 月より子育てサロンを開放し、平成28年度に増築した事により、利用者の利便性が向上し、保護者同士の育児に関する理解が深まりました。

【令和5年度実績】

- ゆりっこ広場 ~ 42 回開催し、延べ 302 人の親子が参加。
- ・子育てサロン ~ 284 日の開放、延べ 2,164 人の親子が利用。
- 3. 役場(保健師)、認定こども園、子育て支援センターの3ケ所で実施しております。

【令和5年度実績】

- ・役場窓口及び電話による相談 ~ 96件(メール相談は0件)
- ・認定こども園及び子育て支援センターでの相談実績はありませんでした。
- 4. 平成30年度より新制度の施行により、幼稚園就園奨励費から施設型給付事業へ移行いた しました。~令和5年度26,175千円

(3) 子育て支援のネットワークづくり

子育て支援に関する団体・機関が連携し、子育て支援や児童の虐待防止に取り組むとともにこどもの貧困の解消に向けた対策のため、「福島町子育て支援ネットワーク会議」による見守りなどの強化を積極的に推進してまいります。

また、主任児童委員を中心とした各地域における民生委員・児童委員活動の一層の 充実を図るなど、子育て家庭を支える環境づくりを進めてまいります。

番号	事業名	方向性及び方策	担当課
1	福島町子育て支援ネ	子育て支援と児童虐待防	町民課
	ットワーク会議	止、こどもの貧困の解消に 関する情報共有	
2	民生委員·児童委員 活動	児童健全育成等の支援の実 施	町民課

〈実績と現状〉

1. 保護を要する児童に対し、関係機関との連携により児童福祉の向上を図ることを目的に設置されており、各分野でのケースなどについて問題があった場合等に意見交換を行い、連携を確

認しております。また、問題等生じた場合は、迅速な対応をするため、関係者によるケース会議を開き対処しております。(令和5年度相談2件)

2. 町内には、民生委員・児童委員が26名、主任児童委員が2名おり、各地域における児童の情報をいただくこととなっております。また、ゆりっこ広場に参加し、保護者、子ども達との交流を図っております。

基本目標2 健やかな成長を支える環境づくり

(1)母子の健康確保

妊娠及び出産における安全確保が健康な子を育てる出発点となることから、妊娠・ 出産・新生児期及び乳幼児期における健康診査や保健指導の充実を進めるとともに、 妊娠期から育児へと総合的、継続的な相談、指導体制の確保を図ってまいります。

さらに、母子における妊娠、出産や育児の情報、出産準備や子どもの事故防止など、 親となるために必要な知識を習得する学習機会を提供しながら心構えや育児力を身 に付けさせる事業を展開してまいります。

近年では、一日の生活リズムを整えるのに重要な「朝ごはん」を食べない家庭が増えておりますが、母子を対象とした「食育教室」や、「早寝・早起き・朝ごはん運動」を展開することにより、「食」の大切さのPRを図りながら、子どものうちから「食」について考える習慣を身につけるとともに、食品の栄養特性と安全性、食事と疾病の関係などを理解し、健全で安全な食生活を生涯にわたって実践できるよう取り組んでまいります。

また、児童生徒についても、生活習慣病予防に向けた啓発事業を展開してまいります。

未成年者における喫煙経験、アルコール飲酒経験者が過去のアンケートで確認されており、たばこや酒などが体に及ぼす悪影響などを理解させるとともに、未成年者の喫煙、アルコール飲酒の解消に向けた取り組みを進めてまいります。

<u> 喫煙、</u>	アルコール欧治の飛用に	<u>、问けに取り組みを進めてまい。</u>	<i>J</i> & 9 °
番号	事業名	方向性及び方策	担当課
1	母子手帳交付	妊婦・出産・育児まで一貫 した健康状態を記録する手 帳の交付及び保健サービス に関する情報提供の充実	福祉課
2	妊婦健康診査	妊婦健康診査の充実	福祉課
3	妊婦訪問	保健師による訪問指導の実 施	福祉課
4	新生児・乳幼児訪問	すべての乳児がいる家庭を 対象とした保健師・栄養士 による訪問指導の実施	福祉課
5	育児支援家庭訪問事 業	養育支援の必要性があると 判断された家庭に対する具 体的な育児指導の実施	福祉課
6	児童虐待予防ケアマ ネージメント	産婦へのアンケートの配 布、保健師による指導	福祉課
7	乳幼児健診	就学前児童を対象に実施、 未受診者に対する受診勧奨	福祉課
8	1歳6か月健診	医師・保健師等による疾病 等の早期発見や心身・言語 等の確認・栄養指導の実施	福祉課
9	3歳児健診	医師・保健師等による疾病 等の早期発見や心身・言語 等の確認・栄養指導の実施	福祉課
10	歯科検診	1歳6か月、3歳児を対象 に歯科医師による検診の実 施	福祉課

11	フッ素塗布	フッ素及びサホライド塗布 及び虫歯予防のためのブラ ッシング指導の実施	福祉課
12	予防接種	予防接種法に基づく各種予 防接種の実施	福祉課
13	育児教室	乳幼児期の親を対象にした 遊びを通じた交流と子育 て・発達相談の実施	福祉課
14	食育の推進	母子を対象とした食育教室 の実施	福祉課
15	医療費の助成	ひとり親家庭及び乳幼児を 対象とした医療費の助成	福祉課
16	早寝・早起き・朝ご はん運動	保育所及び学校を通じて早 寝・早起き・朝ごはん運動 の啓発	生涯学習
17	児童生徒生活習慣病 予防	児童生徒を対象とした生活 習慣病予防の啓発	福祉課
18	未成年者の喫煙、ア ルコール飲酒・薬物 の解消	保護者及び学校を通じてタ バコ酒などの害や健康被害 を啓発	学校教育

〈実績と現状〉

- 1. 全て保健師が対応し、窓口で交付しております。(令和5年度は10人に交付)
- 2. 令和5年度は妊婦一般健康診査89回、産婦健診9回、超音波検査69回分交付しており、ほぼ全員定期的に受診されております。
- 3. 令和5年度は10人(新生児のほぼ全員)に対し訪問指導を行い、不在の場合は、後日電話により対応を行いました。
- 4. 令和5年度は新生児9人、乳幼児5人に家庭訪問を行いました。なお、新生児については、 1ケ月以内に全員訪問を行いました。
- 5. 新生児訪問及び乳幼児健診等で確認した必要な家庭に対し、保健師・管理栄養士で訪問を行っております。(令和5年度訪問件数は13件)
- 6. 必要時に訪問指導等を継続的に行い、支援しております。

(令和5年度は産婦10件全員実施)

- 7. 就学前児童を対象に実施しており、対象月齢に未受診の場合は、訪問および電話にて状況確認しております。(令和5年度は実人員43人、延べ75人受診)
- 8. 1歳6ケ月児を対象に実施しており、未受診の場合は、訪問および電話にて確認しております。(令和5年度は10人受診)
- 9. 3歳児を対象に実施しており、未受診の場合は、訪問および電話にて確認しております。 (令和5年度は11人受診)
- 10.1歳6ケ月及び3歳児を対象に、事前に個別通知を行い、実施しております。 (令和5年度は14人受診)
- 11.1歳~就学前まで幅広く受診されております。(令和5年度は31人受診)
- 12. 新生児訪問、乳幼児健診時に個別に説明を行い、接種状況を確認して、その都度接種勧奨をしております。なお、ヒブ、肺炎球菌、四種混合、三種混合、BCG、MR、二種混合等の各種予防接種を乳幼児から学童まで実施しており、各接種率は 100%となっております。
- 13. 毎月1回実施しており、遊びを通じた交流が図られております。

(令和5年度は実人員16人、延べ64人参加)

- 14. 令和5年度は、保育所の年長児や子育で支援センター利用者を対象に食育教室を 14 回開催しました。地産地消がテーマの時は、産業課(農林、水産)と連携を図り、給食の献立と関連を持たせた内容を心掛けております。その他、給食試食会(年4回)や食育だよりを発行し食育に関する情報提供などを行っております。
- 15. 平成24年4月から入院·外来ともに高校卒業まで全額助成に対象を拡大いたしました。 それに伴い乳幼児医療は「子ども医療」に改称いたしました。令和5年度の実績は、ひとり親

家庭等医療費 414 件 990,750 円、子ども医療費 3,358 件 7,664,043 円を助成いたしました。

- 16. 小学3年生以上の児童を対象とした通学合宿において実施しており、令和5年度は7名の参加がありました。
- 17. 毎年、各学校養護教諭を通じて周知しております。
- 18. 各小学校で6年生を対象に実施しております。

(2) 子どもの生きる力と豊かな心身の育成

当町の恵まれた自然環境の中で、子どもの生きる力の育成に向けた教育環境の整備を図りながら、子ども同士や世代間の交流を促進し、心身ともに調和のとれた人間として基本となる正義感や倫理観、他人を思いやる心や豊かな人間性を育んでいくことができるよう、自然体験や文化・芸術体験、スポーツ環境の充実など、多様な活動を積極的に進めてまいります。

番号	事業名	方向性及び方策	担当課
1	殿様街道探訪ウォー	千軒地域活性化実行委員会	産業課
	ク	が子どもたちへ町の歴史と	
		自然に触れあえる場を提供	
2	田植え・稲刈り体験	教育ファーム事業として、	産業課
		特産の黒米などの田植え、 稲刈りの指導	学校教育
3	クリーンタウン作戦	児童生徒が町内の清掃活動 を実施	学校教育
4	友好市町村児童・生	長野県木曽町、長崎県松浦	生涯学習
	徒交流	市との生徒交流	
5	青少年の主張大会	小・中・高校生による大会 を実施	生涯学習
6	雪上レクリエーショ	小学生以上の親子を対象と	生涯学習
	ン大会	した大会を実施	
7	ブックスタート事業	乳幼児と保護者が絵本を通	生涯学習
		じてふれあい、学びあう場	
		を提供	
8	福島学ジュニア	小学生を対象とした工作や	生涯学習
		社会見学・体験学習の実施	

〈実績と現状〉

- 1. 令和5年度は、子どもの参加者はおりませんでした。
- 2. 福島町黒米生産会の協力のもと、黒米の田植え・生育観察・稲刈り・調理体験を実施しております。また、ブルーベリーの摘み取り体験も実施しております。

(令和5年度延べ参加児童数:福島小15名)

- 3. 令和5年度中の清掃活動はありませんでした。
- 4. 友好市町との生徒交流を継続して実施しております。

【令和5年度実績】

- ・長崎県松浦市から受入れ(生徒8名・引率者1名)←中学生対象
- ・長野県木曽町への派遣(生徒5名・引率者2名)←中学生対象
- 5. 継続して実施おります。

【令和5年度実績】

- 開催月日(12月16日)発表者7名(入場者45名)
- 6. 令和5年度は、どすこい雪まつりのプログラムとの兼ね合いにより中止いたしました。
- 7. 令和5年度は、対象者7名で、4~3月の乳幼児健診時に実施しております。
- 8. 令和5年度は、1回の実施で、延べ16名が参加しております。

(3)子どもの居場所づくりの推進

町では、放課後児童対策として、平成19年度より福島小学校の空き教室を利用して、保護者が就労等により帰宅後の保育に欠ける児童を対象に学童保育を実施しており、保護者が安心して就労することができる環境づくりを推進してきているところです。

全ての児童を対象とした取り組みとして、吉岡小学校での「学校開放」、また、平成17年度からは福島幼稚園での毎月1回「幼稚園開放」を実施しております。

引き続き、家庭、地域、学校が一体となってスポーツや文化活動など多彩な活動に取組みながら、子どもの居場所づくりの事業展開を進めてまいります。

番号	事業名	方向性及び方策	担当課
1	放課後児童健全育成	引き続き福島小学校校舎を	町民課
	事業	活用し実施	
2	学校開放	吉岡小学校において学校開	生涯学習
		放を実施	
3	幼稚園開放	福島幼稚園において土曜日	学校教育
		に実施	

〈実績と現状〉

- 1. 平成 19 年度より、福島小学校の空き教室利用して実施しております。利用児童は、各年度 5月末現在で、令和 2 年度(25人)、令和3年度(33人)、令和4年度(36人)、令和5年度(32人)、令和6年度(22人)となっています。
- 2. 吉岡小学校の利用者は、いませんでした。
- 3. 平成 22 年度から毎月1回継続実施しております。(令和5年度は延べ26人利用)

(4)子育てに配慮した就労環境の整備

女性活躍社会の時代の中で、保護者が子育てと仕事を両立させることができるよう、育児・介護休業制度などの情報提供や啓発事業を進めるとともに、子育てに配慮した就労環境整備を推進してまいります。

番号	事業名	方向性及び方策	担当課
1	育児・介護休業制度 の普及促進	育児・介護休暇制度などの制度の理解を深めるため、 町民及び企業等への情報提供を実施	福祉課

〈実績と現状〉

1. 役場窓口にチラシを備え付けているほか、母子手帳交付時に周知しております。

(5) 子どもの権利に関する住民意識の醸成

「子どもの権利条約」において、子どもの「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」という4つの権利を定め、子どもに関することはあくまでも子ども主体で考え、子どもにとって最も良いものに決めるというのが大人の義務とされております。

しかし、最近の状況を見ると、育児放棄や家庭内暴力など、子どもたちを取り巻く環境は深刻化している現状にあります。

このような中で、町では、全ての子どもが生きることへの権利を有することを確認するととも に、関係機関と連携のうえ「子どもの権利」を擁護する体制づくりを進めてまいります。

子どもを持つ親の人権園、小学校に出向き、園	番号	事業名	方向性及び方策	担当課
権教室	1	子どもを持つ親の人	稚園、小学校に出向き、園 児・児童、親に対して「命 の大切さ」や「人への思い	町民課

〈実績と現状〉

1. 子ども人権教室は、いじめのない、友達を大切にする事などの普及啓発に、人権擁護委員が毎年各小学校等へ出向き、人権の花運動を行っております。令和5年度は、学童等に対する啓発も実施しております。

また、ゆりっこ広場において、子どもを持つ親を対象として人権に関する講話を実施し、 啓発しております。

基本目標3 地域全体で子育てを支える環境づくり

(1)子どもの安全・安心の確保

子どもの安全を守るのは「大人の責任」であり、子どもたちは体力、判断力ともまだ未成熟であるため、子どもたちの危機意識を高めるための教育と、周囲の大人が責任を持って子どもたちを守ろうという、地域全体での意識の醸成が大変重要となっていきます。

現在、町内では「子ども110番の家」設置活動を展開しており、今後もこうした 取り組みの拡大に努めるとともに、警察など関係機関との情報交換や迅速な犯罪等の 情報提供と対応を進めてまいります。

また、子どもを交通事故から守るため、警察、学校、町内会など関係団体等と協力体制の強化を図るとともに、交通マナーの習得など交通安全教育の徹底やチャイルドシートの使用、さらにはSS(スピードダウン・シートベルト着用)運動の展開など、総合的な交通事故防止対策を推進してまいります。

番号	事業名	方向性及び方策	担当課
1	子ども110番の家	子どもを犯罪や危険から守るため、地域において「子ども110番の家」を設置	町民課
2	交通安全教室	保育所、幼稚園、小学校な どでの交通安全教室の開催	総務課
3	チャイルドシート貸 出	子どもさんのいる家庭に対 して貸出を実施	総務課

〈実績と現状〉

- 1. 子ども 110番の家は、各団体等における任意となりますが、継続した取り組みが行われております。
- 2. 保育所及び幼稚園において、こぐまクラブ(交通安全教室)、小学校での交通安全教室を開催しており、また、小学生には、毎年春季に自転車の正しい乗り方や交通マナーを身につけ、常に交通安全を心掛ける能力と態度を養っております。
- 3. チャイルドシートの貸出件数はありませんでした。

(2) 児童虐待防止策の充実

全国的に児童虐待が深刻化しており、地域としてこうした兆候を見逃さない対策が求められております。

このため、児童·生徒が通園・通学する保育所や幼稚園、学校と一層の連携協力を 図るとともに、地域においては、民生委員・児童委員活動、人権擁護委員活動などの 中で、児童虐待の防止と早期発見の対応を図ってまいります。

また、福祉関係者のみならず、平成16年に設置した「福島町子育て支援ネットワーク会議」を通して、児童相談所、保健、教育、警察等、地域における関係機関の協力体制の強化を図り、児童虐待の発生予防から早期発見・保護・アフターケアに至る総合的な支援を進めてまいります。

番号	事業名	方向性及び方策	担当課
1	福島町子育て支援ネ	子育て支援と児童虐待防 止、こどもの貧困の解消に	町民課
	ットワーク会議 	関する研修会等の活動	
2	児童虐待予防ケアマ ネージメント	産婦ヘアンケートの配布、 保健師による訪問指導	福祉課

3	虐待防止の啓発	ポスター掲示等により周知	町民課
4	福島町いじめ問題対	児童生徒のいじめ防止等対	学校教育
	策連絡協議会	策の推進	

〈実績と現状〉

- 1. 保護を要する児童に対し、関係機関との連携により児童福祉の向上を図ることを目的に設置されており、各分野でのケースなどについて問題があった場合等の意見交換を行い、連携を確認しております。問題等生じた場合は迅速な対応をするため、関係者によるケース会議を開き対処しております。(令和5年度相談2件)
- 2. 必要時に訪問指導等を継続的に行い、支援しております。

(令和5年度は、産婦10件全員実施)

- 3. 虐待防止の啓発は、継続して行っており、毎年11月の「児童虐待防止推進月間」では、ポスターの掲示等により周知しております。
- 4. 児童生徒等のいじめの防止等に関し、関係機関との連携を図ることを目的に設置されており、いじめ問題や非行等の防止に向けた意見交換を行っております。(令和4年度推進委員会議1回開催)

(3)安心・安全な生活環境の整備

町では、妊産婦、乳幼児連れの親子など、あらゆる人たちが安心して外出できるよう、町道の街路灯のLED化を進めてきたところであります。

今後は、道路、公園、公共交通機関、公共的建築物等における段差の解消をはじめとしたバリアフリー化などの対応をしてまいります。

また、子どもが犯罪等の被害に遭わないようなまちづくりを進めるため、防犯協会が中心となって、防犯思想の普及活動を展開しており、今後も継続的な運動支援を 進めてまいります。

番号	事業名	方向性及び方策	担当課
1	公共構築物のユニバ ーサルデザイン	新たに整備される公共施設 について、多目的トイレ等 を設置	建設課
2	防犯灯(街路灯)整 備等の補助	町内会で整備する防犯灯の 設置、建替え、街灯料金の 一部補助	建設課
3	防犯協会の活動	松前地区防犯協会福島支部 にて、松前警察署等の関係 機関、団体と連携を図りな がら、防犯思想の普及を推 進	総務課

〈実績と現状〉

1. 不特定多数の方が利用する公共建築物や公営住宅については、バリアフリーや多目的トイレの設置などを積極的に取り入れております。

【令和2年度】

- 建設~公営住宅 1 棟 4 戸(丸山団地)
- (ユニバーサルデザイン住宅)

(各所に手すり設置、出入口の幅を広くする、外)

【令和3年度】

• 建設~公営住宅の建設はありませんでした。

【令和4年度】

- 建設~公営住宅 1 棟 2 戸(新栄町)
- (ユニバーサルデザイン住宅)

(各所に手すり設置、出入口の幅を広くする、外)

【令和5年度】

- 建設~公営住宅 1 棟 2 戸 (新栄町)
- (ユニバーサルデザイン住宅)
- (各所に手すり設置、出入口の幅を広くする、外)
- 2. 町内会で整備する防犯灯の設置、建て替え、街灯料金に対して、一部補助を行っております。 【令和2年度】
 - 街路灯料補助金(29 町内会 1,229,000 円)
 - 街灯設置補助金(1町内会 18,000円 1基)

【令和3年度】

- 街路灯料補助金(29 町内会 1,293,000 円)
- 街灯設置補助金(1町内会 33,000円 1基)

【令和4年度】

- 街路灯料補助金(28 町内会 1,432,000 円)
- 街灯設置補助金(1町内会 27,000円 1基)

【令和5年度】

- 街路灯料補助金(28 町内会 1,333,000 円)
- 3. 毎年、小学校新入生には、松前地区防犯協会福島支部より寄贈された「防犯ブザー」を配布 しております。また、自主防犯パトロール隊による町内巡回など、子どもの安心・安全確保に 取組み活動を行っております。

第6章

子ども・子育て支援サービス

第6章 子ども・子育て支援制度

1. 子ども・子育て支援制度の概要

子ども・子育て支援制度は、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の 向上を進めていくために作られた制度です。

必要とするすべての家庭が利用でき、子どもたちがより豊かに育っていける支援をめざし、 取組を進めています。

■制度における給付・事業の全体像

市町村主体

子どものための教育・保育給付	地域子ども・子育て支援事業
施設型給付	(1)利用者支援事業
・認定こども園 (0歳~5歳)	(2)地域子育て支援拠点事業
・幼稚園 (3歳~5歳)	(3)一時預かり事業
・保育所(0歳~5歳)	⑷乳児家庭全戸訪問事業
	(5)養育支援訪問事業
地域型保育給付	(6)子育て援助活動支援事業
・小規模保育	(7)子育て短期支援事業
・家庭的保育	(8)延長保育事業
・居宅訪問型保育	(9)病児保育事業
・事業所内保育	(10) 放課後児童健全育成事業
	(11)妊婦健康診査
子どものための施設等利用給付	(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業
	(13)多様な事業者の主体の参入促進・能力活用事業
施設等利用費	
・施設型給付を受けない幼稚園	(14)子育て世帯訪問支援事業
・預かり保育事業	(15)児童育成支援拠点事業
・認可外保育施設 等	(16)親子関係形成支援事業
	(17)妊婦等包括相談支援事業
	(18)乳児等通園支援事業
	(19)産後ケア事業

※(17)~(19)は R7 年度施行、(14)~(17)は努力義務

国・市町村主体

現金給付(児童手当法等に基づく児童手当)

国主体

仕事・子育で ・企業主導型保育事業

- 両立支援事業 ・企業主導型ベビーシッター利用者支援事業
 - ・中小企業子ども・子育て支援環境整備事業

2. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしております。

国から示された教育・保育提供区域の考え方は、以下のとおりです。

(1)教育・保育提供区域の考え方

- ①地理的条件、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を 提供するための整備状況その他の条件を勘案したものであること。
- ②地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となる。
- ③地域子ども・子育て支援事業と共通の区域設定とすることが基本となるが、実態に応じて区分又は事業ごとに設定することができる。

(2)教育・保育提供区域を設定するにあたっての留意事項

ポイント 1	ポイント 2
事業量の調整単位として適切か	事業の利用実態を反映しているか
●児童数や面積の規模	●保護者の移動状況を踏まえているか
●区域ごとに事業量の見込みが可能か	●区域内で事業のあっせんが可能か
●区域ごとに確保策を打ち出せるか	●現在の事業の考え方と合っているか

(3) 本町の教育・保育提供区域について

町内全域を1つの区域として設定し、現在の利用実態や今後のニーズを踏まえ、教育・保育、 地域子ども・子育て支援事業を実施いたします。

3. 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、子ども及びその保護者が教育・保育給付を受ける場合は、子どもの年齢や保育の必要性に応じた認定を受けることが必要となっております。

市町村は、保護者の申請を受け、客観的基準に基づき、教育・保育の必要性を認定した上で給付を支給することとされております。

なお、認定区分の類型は大きく3つに分かれ、それぞれに利用できる施設や事業が異なります。

認定区分	対象となる子ども
1号認定	
(教育標準時間認定)	満 3 歳以上の小学校就学前の子ども(2 号認定を除く)
2 号認定	満 3 歳以上の小学校就学前の子どもで「保育の必要な事由(保護者の就労
(3 歳以上保育認定)	や疾病等)」に該当し、保育所等での保育を希望する場合
3 号認定	満 3 歳未満の子どもで「保育の必要な事由(保護者の就労や疾病等)」に
(3 歳未満保育認定)	該当し、保育所等での保育を希望する場合

認定区分による施設・事業の利用区分

給付対象施設•事業		1号認定	2号認定	3号認定
	認定こども園	0	0	0
施設型	幼稚園	0	A	×
	保育所	A	0	0
	小規模保育	A	A	0
++++=====	家庭的保育	A	A	0
地域型	居宅訪問型保育	A	A	0
	事業所内保育	A	A	0

○:利用可能、×:利用不可、▲:特例給付による利用

4. 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保の内容

子ども・子育て支援法では、市町村が計画の中で教育・保育提供区域ごとに教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」や「確保策」を定めることとしております。本町では、町全体を1つの教育・保育提供区域とし、利用の実績やニーズ調査の結果等に基づいて事業ごとに「量の見込み」や「確保策」をまとめました。

(1)保育施設(認可保育所・認定こども園・地域型保育施設)

認可保育所・地域型保育施設は、保護者が仕事や病気などの理由で、O歳~小学校就学前の子どもの保育ができない場合に、子どもを預かって保育する施設です。

認定こども園は、小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設です。

福島町には認可保育所はなく、認定こども園にて保育を実施しております。

【量の見込み】 (単位 人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
A. ニーズ量の見込み		38	38	38	38	38
	2 号認定	28	28	28	28	28
	3 号認定(0 歳)	1	1	1	1	1
	3 号認定(1 歳)	4	4	4	4	4
	3 号認定(2 歳)	5	5	5	5	5
В	. 確保提供数	40	40	40	40	40
	2号認定	28	28	28	28	28
	3 号認定(0 歳)	3	3	3	3	3
	3 号認定(1 歳)	4	4	4	4	4
	3 号認定(2 歳)	5	5	5	5	5
差	異(B-A)	2	2	2	2	2

【確保の方策】

入所の可能性のある児童すべてをニーズ量と捉えており、児童すべてが入所しておりませんが、確保提供数を上回った場合、施設や保育士等を調整したうえで対応可能と考えております。 その上で教育・保育の「質」を確保するために、保育士の人材確保、職員の処遇や配置の改善を図ってまいります。

(2)特定教育施設(幼稚園・認定こども園)

幼稚園は、保護者の就労状況に関わらず、3歳から入園でき年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育施設です。

認定こども園は、小学校就学前の子どもに対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設です。

福島町は幼稚園と認定こども園で特定教育を実施しております。

【量の見込み】 (単位 人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
A. ニーズ量の見込み	40	36	34	31	29
B(1). 確保提供数	20	20	20	20	20
認定こども園福島保育所	20	20	20	20	20
B(2). 確保提供数	15	15	15	15	15
福島幼稚園	10	15	10	13	10
差異(B-A)	-5	-1	1	4	6

【確保の方策】

入所の可能性のある児童すべてをニーズ量と捉えておりますが、ニーズ量には、保育希望者 も含まれた人数となっているため、対応可能と考えております。

その上で教育・保育の「質」を確保するために、幼稚園教諭・保育士の人材確保、職員の処遇や配置の改善を図ってまいります。

5. 地域子ども・子育て支援事業の見込量と確保の内容

(1) 利用者支援事業

子どもとその保護者、または妊娠している方の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育 て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整 等を実施する事業です。

【量の見込み・確保量】

(箇所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
こども家庭センター型	_	_	1	1	1
妊婦等包括相談支援 事業型	1	1	1	1	1

【確保の方策】

すべての子どもや妊産婦、子育て家庭のための相談・支援窓口として令和8年度末までにこども家庭センターの設置を進めます。

また、子ども・子育て支援法等の改正により令和7年度から既に実施している妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援が利用者支援事業の妊婦等包括相談支援型に位置付けされたため、継続的に必要な支援に伴走型相談の推進を図っていきます。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【利用実績】

(月平均・親子数)

	令和5年度	令和6年度
利用者数	160	150
実施箇所数(箇所)	1	1

[※]令和6年度(令和5年度)については、5月1日現在の数値。

【量の見込み】 (月・延人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
利用者数	160	160	160	160	160
実施箇所数(箇所)	1	1	1	1	1

【確保の方策】

福島町地域子育て支援センターにおいて、今後も継続して事業を展開いたします。

(3) 一時預かり事業

(1)認定こども園(園児以外を対象とした一時預かり)

家庭で保育を受けることが一時的に困難となった児童を、一時的に預かり必要な保護を行う事業です。

【利用実績】

(年・実人数)

	令和 5 年度	令和6年度
利用者数	1	0

【量の見込み】

(日・人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
A. ニーズ量の見込み	3	3	3	3	3
B. 確保提供数	6	6	6	6	6
差異(B-A)	3	3	3	3	3

【確保の方策】

直近の利用実績から利用者が少ないため、ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、令和7~11 年度の計画期間において確保提供数がニーズ量を上回ることから対応が可能と考えております。

②幼稚園(在園児を対象とした一時預かり)

児童の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、希望のあった材 園児を教育時間の終了後に、引き続き預かる事業です。

【利用実績】

(年・延べ人数)

	令和4年度	令和5年度
利用者数	306	276

【量の見込み】

(日•人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
A. ニーズ量の見込み	10	10	10	10	10
B. 確保提供数	15	15	15	15	15
差異(B-A)	5	5	5	5	5

【確保の方策】

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、令和 7~11 年度の計画期間において、ニーズ量が確保提供数を下回っていることから、確保提供数での対応が可能と考えております。

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

町の保健師が乳児のいるすべての家庭を訪問し、「子育てに関する情報提供」「乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握」「養育についての相談・指導・助言その他の援助」を行う事業です。

【量の見込み】 (日・人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
A. ニーズ量の見込み	20	20	20	20	20
B. 確保提供数	20	20	20	20	20
差異(B-A)	0	0	0	0	0

【確保の方策】

今後も継続して事業を展開いたします。

(5)養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した、特に支援を必要とする妊婦や児童に対して、保健師が訪問し、相談や支援を行う事業です。

【量の見込み】 (日・人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
A. ニーズ量の見込み	10	10	10	10	10
B. 確保提供数	10	10	10	10	10
差異(B-A)	0	0	0	0	0

【確保の方策】

今後も継続して事業を展開いたします。

(6) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)

児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者と相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【実施状況】

現時点では、福島町では実施しておりません。

【確保の方策】

本事業は、福島町では実施しておりません。

ニーズ調査による結果、利用を希望する声が少数ありますが、本町で実現できないのが現状です。

(7) 子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

保護者の疾病等の理由により、家庭において児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設などに入所させ、必要な保護を行います。児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的としている事業です。

【実施状況】

現時点では、福島町では実施しておりません。

【確保の方策】

本事業は、福島町では実施しておらず、ニーズ調査による利用の希望もないことから、計画 期間内における検討・実施の予定はありません。

(8)延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外において、認定こども園で保育を実施する事業です。

【実施状況】

現時点では、福島町では実施しておりません。

【確保の方策】

本事業は、福島町では実施しておらず、ニーズ調査による利用の希望もないことから、計画 期間内における検討・実施の予定はありません。

(9)病児保育事業

病児について、医療機関や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師などが一 時的に保育等を行う事業です。

【実施状況】

現時点では、福島町では実施しておりません。

【確保の方策】

本事業は、福島町では実施しておりません。ニーズ調査による結果、利用を希望する声が一定数ありましたが、本町では施設及び職員の確保が困難なため実施の予定はありません。

(10) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が労働等により、昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

【利用実績】

(年•実人数)

	令和 5 年度	令和6年度
利用者数(登録者数)	32	22
低学年(1~3年)	23	19
高学年(4~6 年)	9	3

[※]令和6年度(令和5年度)については、5月1日現在の数値。

【量の見込み】 (年・人数)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
Α.	ニーズ量の見込み	30	30	30	30	30
	低学年(1年)	10	10	10	10	10
	低学年(2年)	10	10	10	10	10
	低学年(3年)	5	5	5	5	5
	高学年(4 年)	3	3	3	3	3
	高学年(5 年)	1	1	1	1	1
	高学年(6 年)	1	1	1	1	1
В	. 確保提供数	30	30	30	30	30
差	異(B-A)	0	0	0	0	0

【確保の方策】

ニーズ量の見込みと確保提供数を比較すると、令和7~11年度の計画期間において、ニーズ量が確保提供数となっていることから、対応が可能です。

(11) 妊婦健康診査事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を 実施する事業です。

【量の見込み】

(年・人数/延回数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
受診者数	13	13	13	13	13
受診件数	156	156	156	156	156

【確保の方策】

今後も継続して事業を展開いたします。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき 日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【実施状況】

現時点では、福島町では実施しておりません。

【確保の方策】

国の動向に応じて、実施を検討いたします。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の 能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【実施状況】

現時点では、福島町では実施しておりません。

【確保の方策】

現在の特定教育・保育施設により、必要な定員を確保できていることから、積極的な民間事業者への参入促進の必要性は低いと考えられます。

今後も事業者からの申請状況等を勘案しながら、必要に応じて事業を展開することといたします。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる 家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子 育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に 防ぐための事業です。

【実施状況】

現時点では、福島町では実施しておりません。

【確保の方策】

児童福祉法に基づく子育て世帯訪問支援事業として、日常生活に支援が必要な家庭を対象に 訪問支援員が訪問し、相談支援や家事・育児のサポートを行います。

現時点での実施の予定はありませんが、必要に応じ計画変更うえ体制を構築します。

(15) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を行うための事業です。

【実施状況】

現時点では、福島町では実施しておりません。

【確保の方策】

児童福祉法に基づく児童育成支援拠点事業として、拠点整備が必要となるため現状では対応 を予定しておりませんが、必要に応じ検討します。

(16) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を行うための事業です。

【実施状況】

現時点では、福島町では実施しておりません。

【確保の方策】

児童福祉法に基づく親子関係形成支援事業として、計画期間内で事業の必要性も含め検討し、 必要に応じ計画変更を行います。

(17) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦・その他配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとと もに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行うための事業です。

子ども・子育て支援法等の改正により令和7年度から既に実施している妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援が利用者支援事業の妊婦等包括相談支援型に位置付けされております。※量の見込み等は、(1)利用者支援事業に記載しております。

(18) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

認定こども園に入所していない3歳未満の乳幼児に、適切な遊びや生活の場を与えるとともに、乳幼児とその保護者に対し面談や子育てについての情報提供、助言その他の援助を行うための事業です。

国では、令和7年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、実施自治体の増加図った上で、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の自治体において「こども誰でも通園制度」を実施することとしています。

【量の見込み・確保量】

(人数)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
0 歳児	量の見込み		1	1	1	1
□ □ 原処プロ	確保量		1	1	1	1
1 歳児	量の見込み		1	1	1	1
成児	確保量		1	1	1	1
2 歳児	量の見込み		1	1	1	1
∠ 成少元	確保量		1	1	1	1

【確保の方策】

国では制度化や本格実施に向けて対応中であり、令和8年度から全自治体において実施する こととしております。当町においても国で示される内容に基づき、希望する子どもの保育を保 障するため、受入体制の整備に取り組みます。

(19) 産後ケア事業

退院直後から生後1年未満の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、安心して 子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

【量の見込み】 (年・人数)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和 10 年度	令和 11 年度
A. ニーズ量の見込み	1	1	1	1	1
B. 確保提供数	1	1	1	1	1
差異(B-A)	0	0	0	0	0

【確保の方策】

誰もがより安心して子育てできる環境を整えるため、支援体制の確保を行うとともに、不安 や困難を抱える保護者への支援体制を強化していきます。医療機関と連携支援体制の充実のた め、道と連携を図っていきます。

6. 幼児期の教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保

幼児期の教育・保育は、子どもの人格を形成するうえで基礎となる重要なものです。 子どもの最善の利益を第一に考えながら、質の高い教育・保育の提供を行うことを目的とし、 教育・保育の一体的提供を推進いたします。

(1) 認定こども園の普及に対する考え方

教育と保育の機能を併せ持ち、柔軟な受入が可能な認定こども園について、当町においては 平成25年4月から保育所型認定こども園として、福島町立福島保育所を認定こども園福島保 育所へ移行しました。

今後も、幅広い情報提供や、子育てに対する様々な不安や負担の軽減に向けた支援を継続して進めていきます。(平成28年4月から保育料の無償化を実施)

(2) 質の高い幼児期の保育・学校教育の一体的な提供の推進

認定こども園における教育機能の充実を図るとともに、就学へのスムーズな移行を行い、質 の高い幼児教育と保育の一体的な提供を推進いたします。

(3) 幼児期の保育・学校教育と小学校教育との円滑な接続の取組の推進

幼稚園・認定こども園及び小学校職員の共通理解を図り、一貫して指導を推進するほか、職員の交流などを通じて、幼稚園・保育所と小学校との連携を推進いたします。

(4) 幼児教育無償化の推進

①幼稚園における「私学助成」から「施設型給付負担金」への移行 令和元年より本町における私立幼稚園の補助金の財政措置を「私学助成」から「施設型給 付負担金」へ移行しております。

②幼児教育の無償化

国では、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性を無償化の趣旨とし、令和元年10月より幼稚園・認定こども園の利用料を無償化し、幼児教育の充実を図っております。

7. 関連施策の展開

(1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

育児休業満了時(原則一歳到達時)からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えることが重要であることに留意しつつ、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等、必要な支援を行ってまいります。

(2)子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策 との連携

児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障がい児施策の充実等 について、都道府県が行う施策との連携を行い、各種施策を実施いたします。

① 児童虐待防止対策の充実

- 〇関係機関との連携及び相談体制の強化に努めてまいります。
- 〇発生予防、早期発見、早期対応ができる体制づくりに努めてまいります。
- ○社会的養護施策との連携を図ってまいります。

② ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立支援については、各種事業の利用に際して配慮等の各種支援策を推進するほか、ひとり親及び寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及びこれに即して都道府県等が策定するひとり親及び寡婦自立促進計画等の定めるところにより、子育で・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策を4本柱として総合的な自立支援を推進いたします。

③ 障がい児施策の充実等

- ○障がい児等特別な支援が必要な子どもの健全な育成に努めてまいります。
- ○障がいのある子どもの可能性を最大限に伸ばすために必要な支援に努めてまいります。 (自閉症、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(ADHD)等の発達障がい含む)

第7章

計画の推進体制

第7章 計画の推進体制

1. 市町村等の責務

子ども・子育て支援法では、「市町村の責務」として以下の3点について定め、「量の確保」 と「質の改善」などに取り組む必要があるとしております。

また、同法では「事業主の責務」や「国民の責務」についても定めております。

市町村の責務

- 1 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付や地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的におこなうこと。
- 2 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受けたり、地域子ども・子育て支援事業等の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助をおこない、 関係機関との連絡調整など便宜の提供をおこなうこと。
- 3 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、 多様な施設や事業者から、良質かつ適切な教育及び保育等の子ども・子育て支援が総合 的かつ効率的に提供されるよう、提供体制を確保すること。

事業主の責務

1 雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備や、労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備をおこなうことにより、雇用している労働者の子育て支援に努めるとともに、国や都道府県、市町村の子ども・子育て支援に協力しなければならない。

国民の責務

1 子ども・子育て支援の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国や都道府県、市町村の子ども・子育て支援事業に協力しなければならない。

2. 計画の推進に向けた役割

本計画を着実に推進するためには、法で定める責務を果たすだけでなく、町民一人ひとりが、地域全体で子どもと子育て中の世帯への支援の必要性等について深く理解し、自らの問題として主体的に取り組む必要があります。

そのため、道や市町村はもとより、家庭や地域、幼稚園、学校、企業等がその機能に応じた 役割を果たすとともに、相互に連携していくことが求められております。

(1) 行政の役割

子育て支援の重要な役割を担うものであることから、この計画に基づくすべての事項を総合 的かつ計画的に推進いたします。

個々の施策は、それぞれの担当課等が主体的に実施することから、この計画の推進には、様々な行政サービスの総合的な展開を図ってまいります。

また、子ども及びその保護者が、必要とするサービスを円滑に利用できるよう、必要な支援を行うとともに、良質で適切な教育・保育等の子ども・子育て支援が総合的・効率的に提供されるよう、提供体制の確保に努めてまいります。

(2) 家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、家庭が子どもの 人格形成、基本的生活習慣の確立にとって重要な役割と責任をもっていることを認識すること が必要です。この認識に基づき、子どもとのスキンシップを深め、明るい家庭を築くとともに、 子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが重要です。

また、家庭において女性だけが子育てに大きな負担を負うことがないように、男女が協力して子育てを進めることが重要です。

(3) 地域社会の役割

子どもは地域社会の中で社会性を身に付けて成長していくことから、家庭環境、心身の障がいの有無、国籍等にかかわらず、すべての子どもが、地域の人々との交流を通して健全に成長できるようにサポートしていくことが必要です。

町としても子ども及びその保護者が、積極的に地域活動に参加するよう促し、町民ひとりー 人は地域を構成する一員であるという自覚を持ち、できる範囲で地域における子育て支援活動 に参画するように促してまいります。

(4)企業・職場の役割

働いているすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれるよう多様な働き方を選択できるようにするとともに、職場優先の意識や、固定的な性別役割分担意識等を解消し、働きやすい職場環境をつくることが重要です。

このため、企業・職場自体が、そのような職場環境をつくるよう努力するとともに、働く人が認識を深めることが大切です。

また、企業における社会貢献の一環として、それぞれの企業が持つノウハウを活かしながら 地域活動に参画するよう促してまいります。

(5) 各種団体の役割

社会全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら成長しようとする力」を伸ばすためには、 行政だけではなく地域社会で活動している多くの団体が、行政や町民と連携し、互いに補いな がら子どもの健全な成長を支援することが必要です。

3. 計画の推進に向けた3つの連携

本計画の実現に向けては、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供する ため、関係者は次に掲げる相互の連携及び協働を図り、総合的な体制の下に子ども・子育て支 援を推進することを目指してまいります。

(1) 市町村内における関係者の連携と協働

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施するため、地域の実情に応じて計画的に基盤整備を行うにあたり、教育・保育施設、地域型保育事業を行う者、その他の子ども・子育て支援を行う者が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた取組を進めていくことといたします。

また、妊娠・出産期からの各種健診等事業をスタートとして、子どものライフステージに応じた切れ目のないサービスの提供と、関係機関等が情報共有して支援ができることが重要となります。

そのため、特に、教育・保育施設である認定こども園、幼稚園においては、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担うとともに、地域型保育事業を行う者及び地域子ども・子育て支援事業を行う者等と連携し、必要に応じてこれらの者の保育の提供等に関する支援を行うことが重要となることから、円滑な連携が可能となるよう、積極的に関与してまいります。

(2) 近隣市町との連携と協働

子ども・子育て支援の実施にあたり、地域の資源を有効に活用するため、地域の実情や、必要に応じて近隣市町と連携、共同して事業を実施するなどの広域的取組を推進することが必要となります。

そのため、住民が希望するサービスを利用できるよう、近隣市町と連携を図り、迅速な対応ができる体制づくりを行ってまいります。特に、市町村域を超えたサービスの利用や、複数の市町村に居住する子どもが利用することが見込まれる事業所内保育事業など、個々のサービスの特性に留意して必要な連携と協働を行ってまいります。

(3) 国・道との連携、関係部局間の連携と協働

子ども・子育て支援制度により、認定こども園、幼稚園及び保育所を通じた共通の給付が創設されるとともに、幼保連携型認定こども園の認可及び指導監督が一本化されました。

そのため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を一元的に行うとともに、子育て支援に関係するすべての事業の一体的な提供や、家庭教育の支援施策を行う本町の関係各課との密接な連携を図ることが重要となります。

また、子ども・子育て支援制度の総合的かつ効率的な推進を図るため、円滑な事務の実施の ため対応を進めます。

さらに、近隣市町間の連携を図る上では、必要に応じて都道府県が広域調整を行うこととなっていることから、国・道との連携を図り、恒常的な情報交換と必要な支援を受けることで、 円滑な事業展開を図ってまいります。

資 料 編

資料編

1. 子ども・子育て会議条例

〇福島町子ども・子育て会議条例

平成26年3月14日 条例第6号

改正 平成28年3月10日条例第7号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1 項の規定に基づき、福島町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。) を置く。

(仟務)

- 第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。
- 2 子ども・子育て会議は、前項に規定するほか、必要と認める事項について審議し、町長に意見を述べることができる。

(組織)

- 第3条 子ども・子育て会議は、委員12人以内をもつて組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
 - (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
 - (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
 - (3) 法第6条第2項に規定する保護者
 - (4) 公募による町民
 - (5) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

- 第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

- 第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置く。
- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議及び議事)

- 第6条 子ども・子育て会議が開く会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。ただし、会長が選出されていないときは、町長が招集する。
- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務及び事務局員)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、町民課において処理するものとし、関係する事務 局員の招集は、町長が行う。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も 同様とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、 会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(仟期の特例)

2 子ども・子育て会議の最初の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成27年3 月31日までとする。

附 則(平成28年3月10日条例第7号) この条例は、平成28年4月1日から施行する。

2. 子ども・子育て会議委員名簿

	区分	氏 名	役職等	備考
1	学識経験者	玉 野 悌 司	福島小学校教頭	
2	学識経験者	寒河江 孝 之	吉岡小学校校長	会長
3	学識経験者	岡 要 樹	主任児童委員	
4	学識経験者	松村江身子	主任児童委員	
5	子ども・子育て支援に 関する事業に従事する者	吉 能 佳 織	認定こども園福島保育副園長	副会長
6	子ども・子育て支援に 関する事業に従事する者	石 橋 香代子	福島幼稚園副園長	
7	子ども・子育て支援に 関する事業に従事する者	金谷由美子	読み聞かせサークル代表	
8	子ども・子育て支援に 関する事業に従事する者	欠 員		
9	法第6条第2項に 規定する保護者	谷 藤 翔 太	認定こども園福島保育所 保護者会会長	
10	法第6条第2項に 規定する保護者	川村有美子	福島幼稚園母の会会長	
11	公募による町民	中村順子		
12	公募による町民	小 熊 あさみ		

3. 計画策定の経過

年 月 日	事項
令和5年 7月 5日	令和5年度 第1回子ども・子育て会議
令和5年10月22日から 令和5年11月24日まで	子ども・子育てニーズ調査実施
令和6年 3月 6日	令和5年度 第2回子ども・子育て会議
令和6年12月19日	令和6年度 第1回子ども・子育て会議
令和6年12月23日から 令和7年1月17日まで	町民からの意見募集(パブリックコメントの実施)
令和7年 2月(予定)	経済福祉常任委員会で計画内容の説明
令和7年 2月(予定)	第2回子ども・子育て会議を実施
令和7年 3月	令和6年度3月会議へ計画提案